

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	射水市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=17852">http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=17852</a>

執行機関名 射水市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	射水市重度心身障害者(児)日常生活用具給付要綱(平成17年射水市告示第64号)による重度心身障害者(児)日常生活用具の給付に関する事務
番号法別表第1の項	84	
番号法別表第2の項	108	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表1 第13の項 射水市重度心身障害者(児)日常生活用具給付要綱(平成17年射水市告示第64号)による重度心身障害者(児)日常生活用具の給付に関する事務
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	射水市重度心身障害者(児)日常生活用具給付要綱(平成17年射水市告示第64号)第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第2号の規定に基づき、日常生活上の便宜を図るための用具(以下「用具」という。)の給付に関し必要な事項を定めるものとする。
独自利用事務の関連規範		射水市重度心身障害者(児)日常生活用具給付要綱(平成17年射水市告示第64号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律